

議案第2号

みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき個人情報取扱事務の届出、開示決定等の期限に関する特例その他必要な事項を定めるため必要があるからである。

みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称又は地方公共団体等行政文書の名称
- (4) 取り扱う個人情報の利用目的
- (5) 取り扱う個人情報の対象者の範囲
- (6) 取り扱う個人情報の項目
- (7) 取り扱う個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 市の機関は、開示請求書に法第77条第1項各号に掲げる事項を記載させるほか、当該市の機関の規則又は規程（以下「規則等」という。）で定める事項を記載させることができる。

(不開示理由がなくなる日の通知)

第5条 市の機関は、法第82条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の通知をする場合又は同条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の通知をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないこととした理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできるときは、当該日を併せて通知するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第6条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求等に係る手数料)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、0円とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定に基づき、写しの交付（電磁的記録にあっては、出力したもの又は複写したものの交付。以下この項において同じ。）の方法により保有個人情報の開示を受ける者は、みよし市手数料条例（昭和39年三好町条例第10号）の定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の場合において、当該写しの交付を送付により受ける者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第8条 市の機関は、訂正請求書に法第91条第1項各号に掲げる事項を記載させるほか、当該市の機関の規則等で定める事項を記載させることができる。

(利用停止請求の手続)

第9条 市の機関は、利用停止請求書に法第99条第1項各号に掲げる事項を記載させるほか、当該市の機関の規則等で定める事項を記載させることができる。

(みよし市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）

第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

2 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年三好町条例第30号）第2条に規定するみよし市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(2) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(施行の状況の公表)

第11条 市長は、市の機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第12条 市長は、前条第1項に定めるもののほか、法の目的を達成するために必要があると認めるときは、市の機関に対し、当該市の機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第13条 市長は、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、当該市の機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べるることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関の規則等で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(みよし市個人情報保護条例の廃止)

第2条 みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）は、廃止する。

(みよし市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のみよし市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2

号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務を含む。）に従事していた者

2 この条例の施行の日前に、旧条例第16条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止並びに旧条例第36条第2項又は第3項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第9号に規定する保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(みよし市手数料条例の一部改正)

第4条 みよし市手数料条例(昭和39年三好町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「情報公開・個人情報保護条例関係手数料」を「情報公開・個人情報保護制度関係手数料」に改める。

(みよし市情報公開条例の一部改正)

第5条 みよし市情報公開条例(平成13年三好町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「職員並びに」を「職員、」に改め、「規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人」を加え、「である」を「の役員及び職員をいう。)である」に改め、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号イ中「国」を「市又は国」に、「又は地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号オ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等」を「市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人」に改める。

(みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年三好町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき」を削る。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 次に掲げる諮問に応じ、調査審議を行うため、みよし市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) みよし市情報公開条例(平成13年三好町条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第19条第1項の規定による審査請求に係る諮問

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求に係る諮問
- (3) みよし市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年みよし市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第44条第1項の規定による審査請求に係る諮問又は第49条の規定による諮問
- (4) みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第10条第2項の規定による諮問
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項に係る市の機関の諮問

第3条第1号中「及び個人情報保護条例第2条第1号」を削り、同条第4号中「個人情報保護条例第23条第1項、第33条第1項又は第40条第1項」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第19条第5号ア、第34条第1項若しくは第41条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第5号」を「法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「諮問実施機関」を「諮問機関」に、「並びに個人情報保護条例第5条第8号、第6条第2号、第12条第2項第5号、第14条、第15条の2及び第43条第1項」を「の規定により審査会に諮問をした実施機関、法第105条第3項において準用する同条第1項、法施行条例第10条第2項又は特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした市の機関及び議会個人情報保護条例第44条第1項及び第49条」に改め、「により」の次に「審査会に」を加え、「実施機関を」を「議長を」に改め、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市の機関 法施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。

第8条中「諮問実施機関」を「諮問機関」に改める。

第13条中「諮問」を「審査請求に係る諮問」に改める。

第14条の見出し中「諮問実施機関」を「諮問機関」に改め、同条第1項中「第2条に規定する」を「第2条第1号、第2号又は第3号に掲げる諮問に係る」に、「及び」を「又は」に、「諮問実施機関」を「諮問機関」に改め、同条第2項中「、情報公開制度及び個人情報保護制度」を「情報公開制度」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あり方」

の次に「又は議長の諮問に応じて個人情報保護制度の運営に関する事項若しくはこれらのあり方」を加え、「実施機関に」を「実施機関又は議長に」に改める。

(みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の施行の日前に旧条例第15条の2又は第43条第1項の規定により前条の規定による改正前のみよし情報公開・個人情報保護審査会条例第2条に規定するみよし情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、前条の規定による改正後のみよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条に規定するみよし情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされたものとみなす。この場合において、旧審査会によりこの条例の施行の日前に行われた調査審議は、新審査会により行われたものとみなす。

(みよし市自治基本条例の一部改正)

第8条 みよし市自治基本条例（平成20年三好町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「別に」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別に」に改める。

(みよし市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)

第9条 みよし市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年みよし市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条中「みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）」に改める。

みよし市手数料条例の一部改正新旧対照表（附則第4条関係）

改正案	現行
<p>（種類、金額及び徴収の時期）</p> <p>第3条 手数料の種類、額及び徴収の時期は、それぞれ別表第1から別表第7までのとおりとする。</p> <p>別表第1の2（第3条関係）</p> <p><u>情報公開・個人情報保護制度関係手数料</u></p> <p>表 略</p>	<p>別表第1の2（第3条関係）</p> <p><u>情報公開・個人情報保護条例関係手数料</u></p> <p>表 略</p>

みよし市情報公開条例の一部改正新旧対照表（附則第5条関係）

改正案	現行
<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）</u>である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア以下 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合</u>において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等<u>及び地方公共団体</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア以下 略</p> <p>(4) 略</p>

みよし市情報公開条例の一部改正新旧対照表（附則第5条関係）

改正案	現行
<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、<u>他の地方公共団体及び地方独立行政法人</u>の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、<u>他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ <u>市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等<u>及び他の地方公共団体</u>の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等<u>若しくは他の地方公共団体</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>国、独立行政法人等又は地方公共団体</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ <u>国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表（附則第6条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>次に掲げる諮問に応じ、調査審議を行うため、みよし市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項の規定による審査請求に係る諮問</u></p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求に係る諮問</u></p> <p>(3) <u>みよし市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年みよし市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第44条第1項の規定による審査請求に係る諮問又は第49条の規定による諮問</u></p> <p>(4) <u>みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第10条第2項の規定による諮問</u></p> <p>(5) <u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定によ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき</u>、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項並びにみよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号。以下「個人情報保護条例」という。）第5条第8号、第6条第2号、第12条第2項第5号、第14条、第15条の2及び第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求等について調査審議するため、みよし市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p>

みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表（附則第6条関係）

改正案	現行
<p><u>り意見を聴くこととされた事項に係る市の機関の諮問</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。</p> <p><u>(2) 市の機関 法施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。</u></p> <p><u>(3) 諮問機関 情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関、法第105条第3項において準用する同条第1項、法施行条例第10条第2項又は特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした市の機関及び議会個人情報保護条例第44条第1項及び第49条の規定により審査会に諮問をした議長をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第19条第5号ア、第34条第1項若しくは第41条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問機関</u>に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 <u>諮問機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問機関</u>に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 審査会は、<u>審査請求に係る諮問</u>に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(諮問機関への意見等)</p> <p>第14条 審査会は、<u>第2条第1号、第2号又は第3号に掲げる諮問に係る調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開又は個人情報の保護に関する事項について、諮問機関に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>2 審査会は、実施機関の諮問に応じて<u>情報公開制度の運営に関する事項若しくはこれらのあり方又は議長の諮問に応じて個人情報保護制度の運営に関する事項若しくはこれらのあり方</u>について調査審議し、<u>実施機関又は議長に意見を述べる</u>ことができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。</p> <p><u>(2) 諮問実施機関 情報公開条例第19条第1項並びに個人情報保護条例第5条第8号、第6条第2号、第12条第2項第5号、第14条、第15条の2及び第43条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 保有個人情報 個人情報保護条例第23条第1項、第33条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 審査会は、<u>諮問</u>に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(諮問実施機関への意見等)</p> <p>第14条 審査会は、<u>第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報の保護に関する事項について、諮問実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>2 審査会は、実施機関の諮問に応じて、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項又はこれらのあり方</u>について調査審議し、<u>実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p>

みよし市自治基本条例の一部改正新旧対照表（附則第8条関係）

改正案	現行
-----	----

みよし市自治基本条例の一部改正新旧対照表（附則第8条関係）

改正案	現行
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第18条 市は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>及び別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を保護します。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第18条 市は、<u>別に</u>条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を保護します。</p>

みよし市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第9条関係）

改正案	現行
<p>（市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い）</p> <p>第13条 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、この条例に定めるもののほか、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>及びみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）に定めるところによる。</p>	<p>（市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い）</p> <p>第13条 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、この条例に定めるもののほか、<u>みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）</u>に定めるところによる。</p>